

「一般廃棄物処理基本計画(案)」への意見募集結果報告書

資料6

募集方法及び結果

1. 募集期間 平成27年10月1日(木)～平成27年10月30日(金)
2. 提出方法 持参(1件)、電子メール(1件)
3. 意見件数 13件(2人)
4. 意見の要旨と市の考え方

NO	該当頁	ご意見	市の考え方
1	概要版 1	<p>◆計画案の期間について</p> <p>人口減少や高齢化率が上昇している中で10年間の計画期間は長すぎる感じがする。5～6年程度の期間が妥当ではないでしょうか。</p>	<p>当該計画は、10年間の計画として策定いたしますが、概ね5年後又は社会経済情勢に大幅な変更が生じた場合などは、必要に応じて中間見直しを行う考えです。</p>
2	概要版 3	<p>「3R」に、日本語・英語を添え、注釈を付けた方が良い。意味が分からない人もいると思う。</p>	<p>計画書の最終章「9.用語解説等」において、分かりにくい言葉やなじみのない文言を説明しています。 ご指摘の趣旨を踏まえ、市民の皆さんにお知らせする際には、「日本語・英語・注釈をつける」など分かりやすく丁寧に説明してまいります。</p>
3	17	<p>◆3ごみ処理の実態 (5)ごみ処理経費</p> <p>「今後、長期的には人口減少等により市の歳入財源が減少し、現状と同じ収集体制とした場合は、相対的にごみ処理経費が高くなることも予想される」と記載されているが、どういう意味でしょうか。 なお、人口減少に対応して収集体制も見直す必要があると思います。</p>	<p>人口が減少していくと税収が減少し、これに伴って自治体の財政規模も縮小していくことが予想されますが、廃棄物処理などの日常生活に欠かせない経費は、ある程度、現状の水準を継続するために同等規模で推移していくことが考えられます。 つまり、人口減少に比例して投資的経費等は減少していく一方で、義務的な経費は一定程度必要となり、相対的に義務的な経費の割合が高まるというものです。</p> <p>廃棄物収集体制の見直しにつきましては、人口減少に伴う排出量の動向や時代の要請に応じ、効果的・効率的な収集体制となるよう毎年策定する「廃棄物処理実施計画」において検討してまいります。</p>

NO	該当頁	ご意見	市の考え方
4	22	<p>◆5計画の基本方針と目標 (3)計画の目標値 「国、県の目標値に及ばない数値となっている」旨記載されてるが、国、県等のレベルはどのくらいなのか教えて欲しい。</p>	<p>目標値は、国・県・各自治体毎に計画期間（つまり到達地点＝目標値）が異なりますので、東日本大震災の影響を受けていない平成22年度の実績値でお示しさせていただきます。 ◇一人1日あたりのごみ排出量：本市1,070<sup>g</sup>、全国平均では976<sup>g</sup>福島県では985<sup>g</sup>となっています。 県内でも13市を除く46町村が741<sup>g</sup>となっている一方、都市部の3市では、福島市1,061<sup>g</sup>、郡山市1,180<sup>g</sup>、いわき市が1,056<sup>g</sup>という状況であり、本市とほぼ同じ水準になっています。 ※ ごみ排出量は、地域によって事情が異なるため、単純に数値比較（評価）することは難しいと考えます。 それぞれの自治体において「今後どれだけ減量化できるか。改善を見込めるか。」といった視点で目標を設定することが重要だと考えます。 なお、地域の事情とは、「農村部では、生ごみが自家処理されることが多く、ごみの排出量が小さくなる傾向にある」といったことが例としてあげられます。</p>
5	概要版 4	<p>◆ごみ減量化の施策 グリーン購入とは何か。 「環境負荷の少ない商品の製造・販売」との記載はあるが、一般的にはなじみが無いので、もう少し詳しく説明を加えたほうが良いと思う。</p>	<p>「計画案 9. 用語解説等」に下記のとおり追記いたします。 グリーン購入 製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。 グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。</p>
6	概要版 4	<p>◆ごみ減量化の施策 集団回収の促進（特に古布・廃食用油の普及促進） 集団回収で古布の普及促進が記載されているが、ア)新たな分別が必要となること イ)回収品目が分かりにくいこと ウ)「回収できる汚れ」の程度が分からない エ)専用の保管庫が必要となる といった理由から、なかなか実施は難しいと思う。</p>	<p>古布の回収は、当面集団回収で推進していく考えです。 集団回収において、手間の問題や出し方の問題、或いは保管庫の問題など幾つか課題はありますが、実施事例等を参考に団体と話し合いを持ちながら古布回収を推進していきたいと考えております。</p>

NO	該当頁	ご意見	市の考え方
7	概要版 4	<p>◆ごみ減量化の施策</p> <p>①『水切り、食材食べきり・使いきり』の3キリ運動は大切だと思う。</p> <p>②『シュレッダーされた紙類の再生』も検討すべきではないか。</p>	<p>生ごみの3キリ運動は、身近で効果が現れやすい取り組みです。市民の皆さんからも「実践しやすい」というご意見をいただいておりますので、広く定着するよう努めてまいります。</p> <p>シュレッダーされた紙類の再生につきましては、近年、技術の進歩により再生の用途が広がりつつあるようですが、排出量や収集方法、費用対効果等の面で調査・研究が必要と考えます。</p>
8	概要版 4	<p>◆相互理解の促進</p> <p>ポスター形式の「ごみの分け方・出し方」の配布 以前配布されていた「家庭ごみの正しい分け方・出し方」が数年前「ごみカレンダー」に統一された。 家庭やごみステーションに掲示する際に見やすく便利なので、再び作成を検討してください。</p>	<p>ご意見のありましたポスター形式の「家庭ごみの正しい分け方・出し方」につきましては、数年間使用するため、ア)出し方が変更となった場合の対応 イ)新しい品目(例示)を追加する場合 ウ)当該ポスターを紛失してしまった場合 の対応などを考慮して、毎年発行するごみカレンダーに統一してきた経過にあります。 今後は、ご意見の趣旨を踏まえ「数年に1度程度」の作成を検討したいと考えております。</p>
9	概要版 4	<p>◆相互理解の推進</p> <p>会津若松市は、「市民に分別の協力=お願い」としているが、分別を義務化している自治体もある。この自治体では、分別が徹底されない場合、ごみ袋の開封調査が可能となるような条例を制定しており会津若松市においても調査研究してみたいかがか。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、国民の責務として「排出する際の廃棄物の分別について国や地方公共団体の行う施策に協力しなければならない」旨が規定されており、この規定を受け、市では、市民の皆さんに分別の協力をお願いし、循環型社会の推進を図っております。 ご提案につきましては、本市におけるごみの排出状況等をみながら、必要に応じ、先進自治体の取り組み状況や効果等について、調査・研究してまいります。</p>

NO	該当頁	ご意見	市の考え方
10	33	<p>◆7. 持続可能なごみ処理体制の構築の (4) 小型家電リサイクルについて</p> <p>実施するには検討課題が多い（財政負担や事業継続性、実施手法等）とは思いますが、希少資源のリサイクルの観点からも、早期実施が必要と考えます。</p> <p>課題については、福島市等の先進自治体の事例を参考にして、取り組むようお願いします。</p>	<p>小型家電リサイクル制度は、いわゆるレアメタルの回収や一部ごみの減量化に資するといった側面もありますが、経費は全て実施自治体が負担する制度になっているため、効果的・効率的な実施手法を確立する必要があるものと考えます。</p> <p>従いまして、より効果的・効率的な実施方法として近隣町村と連携した取り組み（例えば、広域圏単位での実施）について、現在、協議・検討を行っております。</p>
11	概要版 7	<p>◆適正処理困難物</p> <p>『コンクリートブロック』や『漬物石』の処理も検討してください。</p> <p>ホームセンターで簡単に購入できるが、処分できなくて困っている人がいる。</p>	<p>適切に処理できるルートについて、現在、検討を進めています。</p>
12	概要版 7	<p>◆まちの美化</p> <p>市役所で推進している「間口清掃」も記載してはどうか。</p>	<p>ご提案のとおり記載いたします。</p>

NO	該当頁	ご意見	市の考え方
13	-	<p>◆一般廃棄物処理事業全体について</p> <p>一般廃棄物処理のような事業は、会津地方の全市町村が協力して行うことが必要と考えます。会津地方の人口は約29万人であり、全市町村が協力して取り組まないと、効率が悪くなるのではないのでしょうか。</p> <p>尚、ごみの不法投棄等を防いで、会津地方の自然環境、居住環境の維持・改善（水源涵養林の確保等）するためにも、全市町村が協力することが必要ではないのでしょうか。</p>	<p>会津地方においては、廃棄物処理を効率的に行うために3つのブロックで広域処理を行っております。</p> <p>ご意見のように、以前、全会津を統一して処理することを検討した経過もありますが、区域が相当広範囲にわたるため収集体制（経費）が課題となり、当面、この3ブロック毎の処理を継続することとなったものです。</p> <p>また、廃棄物処理計画につきましては、市町村毎に地域的な事情や排出量等が異なるため、自治体毎に作成しております。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇会津若松地方広域圏：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町</li> <li>◇喜多方地方広域圏：喜多方市、北塩原村、西会津町</li> <li>◇南会津地方広域圏：南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村 <ul style="list-style-type: none"> <li>○南会津地方環境衛生組合：南会津町、下郷町、只見町</li> <li>○檜枝岐村</li> </ul> </li> </ul> <p>不法投棄防止対策につきましては、会津若松地方・喜多方地方広域圏の構成市町村、福島県及び管内警察署等が連携し、不法投棄の未然防止と早期発見、地域の安全と良好な生活環境を保全するための活動を行っております。</p>